

## 給与関係閣僚会議議事要旨

開催日時：令和3年11月12日（金） 9:40 ～ 9:48

開催場所：総理大臣官邸3階南会議室

出席者：松野 博一 内閣官房長官  
二之湯 智 国家公務員制度担当大臣  
鈴木 俊一 財務大臣  
金子 恭之 総務大臣  
後藤 茂之 厚生労働大臣  
山際 大志郎 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）  
木原 誠二 内閣官房副長官  
磯崎 仁彦 内閣官房副長官  
栗生 俊一 内閣官房副長官  
近藤 正春 内閣法制局長官

議事内容：

○松野官房長官：ただ今から給与関係閣僚会議を開催します。

8月10日に行われた人事院勧告を受けての国家公務員の給与の取扱いについては、同日、持ち回りにより第1回の会議を開催し、検討に着手したところですが、各府省におけるその後の検討を踏まえ、御意見をお伺いしたいと存じます。

始めに、国家公務員の給与の取扱いについて皆様の御発言を求めます。

始めに、給与担当大臣である国家公務員制度担当大臣から御発言願います。

○二之湯国家公務員制度担当大臣：今回の人事院勧告は、民間給与の実態を反映し、ボーナスを引き下げる勧告となっています。

私としては、労働基本権制約の代償措置の根幹をなす人事院勧告制度尊重の基本姿勢の下、国家公務員の給与改定については、人事院勧告どおり実施することが基本であると考えます。

他方で、現在、政府は百年に一度の危機とも言われる新型コロナウイルス感染症拡大による経済的打撃を受けた企業、国民に対する各種支援に取り組んでいるほか、成長と分配の好循環やコロナ後の新しい社会の開拓に向けて、あらゆる政策を総動員しつつ取組を進めているところと承知しています。

人事院勧告は、民間準拠に基づくものではありませんが、その一方で、国家公務員の給与のほか、地方公務員の給与や、病院、学校など民間被用者の給与にも事実上影響を及ぼします。国家公務員のボーナス引下げはコロナから回復途上にある我が国経済にマイナスの影響を与えることも念頭に置きつつ対応していくことも重要ではないかと考えます。

そのため、私としては、今般の勧告については、国政全般の観点、特に現在検討が進められている経済対策等政府全体の取組との関係も見極めることが必要ではないかと考えております。その際、人事院勧告の実施に当たっては、本年度の引下げ相当分を、来年6月のボーナスから減額することで調整を行うことも含め、引き続き検討を進めてはどうかと考えます。

○松野官房長官：次に、財務大臣から御発言願います。

○鈴木財務大臣：人事院勧告については、これを尊重するとの基本姿勢の下、取扱方針を決定してきたところであり、財政当局としては、我が国の極めて厳しい財政状況等諸般の情勢を踏まえ、その取扱いを検討すべきと考えております。

他方で、国家公務員制度担当大臣からご発言があったとおり、現在、経済対策等政府全体の取組の検討が進められているところであり、今般の勧告について、これらの取組との関係も見極めつつ、検討することについて異存はございません。

○松野官房長官：次に、総務大臣から御発言願います。

○金子総務大臣：地方公務員の給与につきましては、各地方公共団体が、地方公務員法の趣旨に沿い、国家公務員の取扱いを踏まえて適切に対応できるよう、国家公務員の給与改定に関する取扱いの検討状況について、地方公共団体に対して丁寧に情報提供してまいります。

○松野官房長官：次に、厚生労働大臣から御発言願います。

○後藤厚生労働大臣：人事院勧告制度は、労働基本権制約の代償措置であり、私としては、これを維持・尊重する立場に立って、勧告どおり給与改定を行うことが基本であると考えています。

一方で、政府においては、コロナ禍で経済的打撃を受けた企業、国民に対する各種支援に取り組むとともに、成長と分配の好循環の実現に向けて取組を進めているところです。

こうした中で、民間給与の中には、国家公務員の給与に事実上影響を受けるものもあり、国家公務員の給与改定は、こうした民間給与に影響を与えることにも留意する必要があります。

このため、二之湯大臣が発言されたとおり、本年の人事院勧告につきましては、経済対策等政府全体の取組との関係も見ながら検討することが適当であると考えます。

○松野官房長官：次に、経済財政政策担当大臣から御発言願います。

○山際経済財政政策担当大臣：二之湯大臣が言及された経済対策については、コロナ禍で傷ついた我が国経済を立て直すとともに、「人」への投資を含めた民間投資の喚起により次なる成長の機会を生み、民需主導の自律的な経済成長につなげる考えです。こうした「成長と分配の好循環」の実現に向けて十分な効果を発揮できるものとし、来週中に取りまとめることができるよう、速やかに検討を進めてまいります。

人事院勧告の取扱いについても、二之湯大臣が発言されたとおり、今般の経済対策の考え方も踏まえつつ、ご検討いただくのが適切ではないかと考えます。

○松野官房長官：他に御意見のある方は御発言願います。

国家公務員の給与の取扱いについては、皆様方から種々御議論いただいたところですが、本日は、結論を得るに至りませんでした。

政府としては、人事院勧告制度尊重という姿勢を維持しつつも、人事院勧告の実施については、国政全般の観点、特に現在検討が進められている経済対策等政府全体の取組との関係も見極めるべく、引き続き検討を進め、経済対策の閣議決定後速やかに方針を決定する必要があると考えます。

今後、更に検討を進め、適切な時期に給与関係閣僚会議を開いて結論を得ることとしてはどうかと考えます。

ただいま申し上げたとおりで御了承いただけますでしょうか。

(一同了承)

では、本日はこれで散会することといたします。

以 上